

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令について

令和 4 年 9 月
消費・安全局植物防疫課

1 改正の趣旨

- (1) 植物防疫法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）においては、近年の有用な植物を害する動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、
- ① 有害動植物の国内への侵入状況等に関する調査事業の実施
 - ② 防除内容等に係る基準の作成等による緊急防除の迅速化
 - ③ 有害動植物の発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告、命令等の措置の導入
 - ④ 輸出入植物検疫等における対象物品の範囲及び植物防疫官の権限の拡充
 - ⑤ 農林水産大臣の登録を受けた者による輸出検査の一部の実施
- 等の措置を講ずることとしている。

- (2) 改正法は、附則第 1 条において、公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、改正法の施行に向けて、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）について、所要の規定の整備等を行うこととする。

※ なお、本省令案においては、輸入検疫における植物検疫措置の変更及び総合防除に係る規定の整備等を行い、侵入調査事業、緊急防除、輸出検疫等のその他の改正事項に関する規則の改正については、別途の省令改正で行うこととする。

2 改正の概要

(1) 植物防疫官の検査等に係る対象の拡大について

- ① **植物防疫官の立入検査権限の対象となる物品（指定物品）について（第 1 条関係）**
改正法による改正後の植物防疫法（以下「新法」という。）において、植物防疫官が行う立入検査等の対象に、有害動植物が付着しているおそれがある農機具その他の農林水産省令で定める物品（以下「指定物品」という。）が追加されたことに伴い、トラクター等を指定物品として定めるほか、所要の規定の整備を行う。
- ② **輸入検疫の対象となる物品（検疫指定物品）について（第 5 条、第 5 条の 2 等関係）**
新法において、輸入植物検疫の対象に、指定物品のうち検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるもの（以下「検疫指定物品」という。）が追加されたことに伴い、中古の農業用トラクター等を検疫指定物品として定めるほか、所要の規定の整備を行う。
- ③ **国内植物検疫の対象となる物品について（第 35 条の 2 等関係）**
新法において、国内植物検疫の対象に指定物品が追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 輸入禁止品の輸入許可の手續等について

① 輸入禁止品の輸入許可の手續及び輸入検査で発見された輸入禁止品の取扱いの特例について（第7条、第22条の2、第35条の8等関係）

新法において、輸入禁止品の輸入許可の仕組みを法定化するとともに、輸入禁止品を試験研究に活用するための規定を整備したことに伴い、規則において、必要な手續規定を設けるなど、所要の規定の整備を行う。

② 輸入禁止品の輸入の許可に係る特別の用について（第6条の2等関係）

農林水産大臣の許可を得て例外的に輸入禁止品を輸入することができる用途は、現行法第7条第1項ただし書に基づき、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に限定されている。

これについて、改正法の施行に合わせ、規則で定める特別の用の見直しを行う。

(3) 総合防除について

① 指定有害動植物の定義の見直しに伴う所要の規定の整備について（第40条関係）

今般の法改正において、指定有害動植物については、現に国内における分布が局地的であっても、国内における分布が局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるものについても指定できるよう、指定有害動植物の定義の見直しを行ったことを踏まえ、規則において定められている具体的な指定有害動植物の対象についても見直しを行う。

② 総合防除計画の報告について（第40条の2関係）

新法第22条の3第5項において、都道府県知事が同条第1項の総合防除計画を定め、またはこれを変更したときには、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告することとされていることから、規則において、農業者に対して防除を行うために必要な助言及び指導を実施する前に報告を行うべき旨を定める。

③ 勧告及び命令の方法について（第40条の3及び第40条の4関係）

新法第24条の3において、都道府県知事が農業者に勧告及び命令を行う場合には、農林水産省令で定める方法により行うこととされていることから、規則において、勧告又は命令を行う際の文書の交付や当該文書の記載事項等について定める。

(4) 交付金の決定の基礎となる農家数等について（第61条関係）

改正法において、法第35条第2項に規定する交付金の公布基準から、「市町村数」が削られたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(5) その他

① 公聴会の見直しに伴う規定の整理について（旧規則第1条から第4条まで関係）

改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）では、農林水産大臣は、検疫有害動植物を定める等の省令を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係人及び学識経験がある者の意見を聴かなければならないこととされ（旧法第5条の2第2項）、この省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）においても、公聴会の実施に係る手續規定を置いていた（旧規則第1条から第4条まで）。

今般、改正法により、公聴会の開催によらずに学識経験者等への意見聴取を行えるよう措置されたことから、規則における公聴会の実施に係る手続規定を削除する。

② 様式の改正について

今般の改正に伴い、規則に定められている様式について、所要の見直しを行う。

③ このほか、改正法の施行に伴う所要の規定の整理を行う。